

令和6年度 国民健康保険事業特別会計12月補正予算【議決済】

【歳入】				(千円)			(円)						
款	項	目	事業	節	補正前額	補正額	補正後額	内訳					
4	1	他会計繰入金	1	一般会計繰入金	—	4	職員給与等繰入金	214,131	-11,612	202,519	令和6年度(令和5年度からの繰越分)社会保障・税番号制度システム整備費等補助金に係る補正	-11,612,000	※ ①
								202,519	15,035	217,554	人事院勧告分(職員給与等) (給付分)8,870,000+(保険料分)3,574,000	12,444,000	②
	2	基金繰入金	1	国民健康保険事業基金繰入金	—	1	国民健康保険事業基金繰入金	150,000	823	150,823	国民健康保険事業基金繰入金(保険料本算定分)	823,000	
5	1	繰越金	1	繰越金	—	1	繰越金	50,000	2,404	52,404	令和5年度愛知県国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金のうち国民健康保険保険者努力支援交付金分(事業費分)返還金	2,000	④
											特別調整交付金返還金	2,402,000	※ ⑤
7	1	国庫補助金	2	社会保障・税番号システム整備費補助金	—	1	社会保障・税番号システム整備費補助金	0	20,144	20,144	令和6年度(令和5年度からの繰越分)社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	20,144,000	※ ①
					補正額合計		26,794						

【歳出】				(千円)			(円)								
款	項	目	事業	節	補正前額	補正額	補正後額	内訳							
1	1	総務管理費	1	一般管理費	8010	職員10人→9人	2	給料	32,855	661	33,516	人事院勧告分及び人件費ならし	661,000	②	
							3	職員手当等	24,024	7,737	31,761	人事院勧告分及び人件費ならし	7,737,000		
							4	共済費	10,881	472	11,353	人事院勧告分及び人件費ならし	472,000		
					9005	会計年度任用職員	1	報酬	5,286	698	5,984	人事院勧告分	698,000		
							3	職員手当等	1,983	313	2,296	人事院勧告分	313,000		
							9010	一般管理	17	備品購入費	73	8,532	8,605		マイナ保険証利用に係る資格情報確認用端末等
	2	徴收費	1	賦課徴收費	8015	職員7人	2	給料	22,264	2,254	24,518	人事院勧告分及び人件費ならし	2,254,000	②	
							3	職員手当等	14,553	1,056	15,609	人事院勧告分及び人件費ならし	1,056,000		
							4	共済費	6,812	264	7,076	人事院勧告分及び人件費ならし	264,000		
					9011	会計年度任用職員	1	報酬	7,982	1,054	9,036	人事院勧告分	1,054,000		
2	給料	2,814	168	2,982			人事院勧告分	168,000							
3	国民健康保険事業費納付金	1	医療給付費分	1	一般被保険者医療給付費分	9100	医療給付費分納付金	18	負担金、補助及び交付金	2,155,539	6,153	2,161,692	一般被保険者医療給付費分納付金	6,152,962	③
						9105	医療給付費分納付金	18	負担金、補助及び交付金	382	-382	0	退職医療給付費分	-382,000	
						9110	後期高齢者支援金等分納付金	18	負担金、補助及び交付金	696,936	1,938	698,874	後期高齢者支援金分納付金	1,938,000	
						9120	介護納付金分納付金	18	負担金、補助及び交付金	236,673	-6,886	229,787	介護納付金分納付金	-6,886,892	
5	1	償還金及び還付加算金	3	償還金	9720	県返納金	22	償還金、利子及び割引料	0	2,404	2,404	令和5年度愛知県国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金のうち国民健康保険保険者努力支援交付金分(事業費分)返還金	2,000	④	
												特別調整交付金返還金	2,402,000	※ ⑤	
					補正額合計		26,794								

補正理由

- ※ ① マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う環境整備及び周知広報事業等のため
- ② 人事院勧告に伴い給与が改定されたため及び人事異動に伴い人件費が変動したため
- ③ 令和6年度国民健康保険事業費納付金額が当初予算要求後に確定したため
- ④ 令和5年度保険者努力支援交付金について、国保ヘルスアップ事業における実績報告において県からの指摘があり返還が必要となるため
- ※ ⑤ 令和4年度特別調整交付金について、被扶養者減免特別交付金の算定に当たり誤って過大集計したことにより返還が必要となるため